

1 『市町村子ども・子育て支援事業計画』（※「事業計画」）とは

『子ども・子育て支援法』第61条

◎ 『子ども・子育て支援法』に基づく、
「子ども・子育て支援」に関する**需給計画** 【全国の自治体で作成！】

※就学前子どもの『学校教育・保育施設』（認定こども園、幼稚園、保育園など）や、
『地域の子育て支援事業』（一時預かり事業、病児保育事業、学童保育など）における
『量の見込み』（利用の現状+利用希望）【需要】や、
『確保の方策』（確保の内容+実施時期）【供給】について、記載する計画。

◎ 5年を1期とする計画（平成27年度からスタート）

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

第1期江別市子ども・
子育て支援事業計画
（平成27～31年度）

第2期江別市子ども・
子育て支援事業計画
（令和2～6年度）

第3期江別市子ども・
子育て支援事業計画
（令和7～11年度）



◎ 『子ども・子育て会議』の意見を聴いて策定する計画

2 『ニーズ調査』（需要の調査・把握）とは

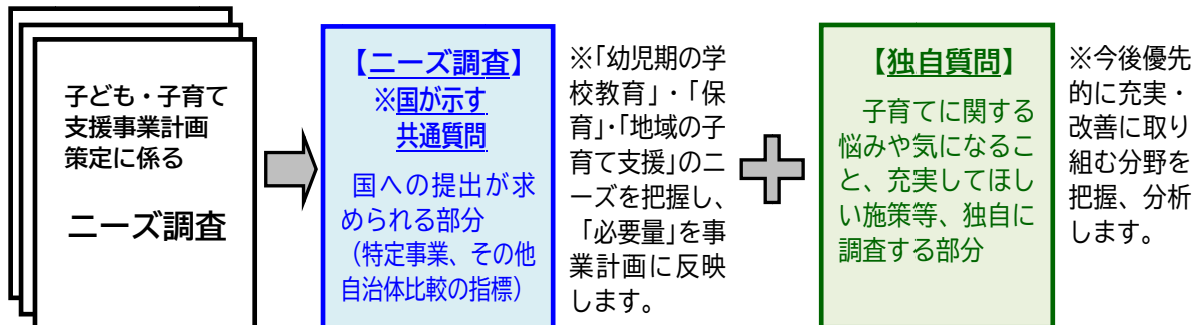
◎主に、「事業計画」作成に必要な『**量の見込み**』を算出するための調査

※『量の見込み』は、「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定する。
「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。

◎ 『量の見込み』については、その推計に必要な項目（『**必須項目**』）や
「**調査票のイメージ**」（ひな型）を、国が提示している

※国が示す『**必須項目**』以外の調査項目の追加等は、各自治体の裁量に委ねられている。
※ただし、質問が膨大になると回答者の負担が大きくなり、回収率が下がるという結果にもつながるため、調査項目は精査をして、できるだけボリュームを抑える必要がある。

◎調査票の構成

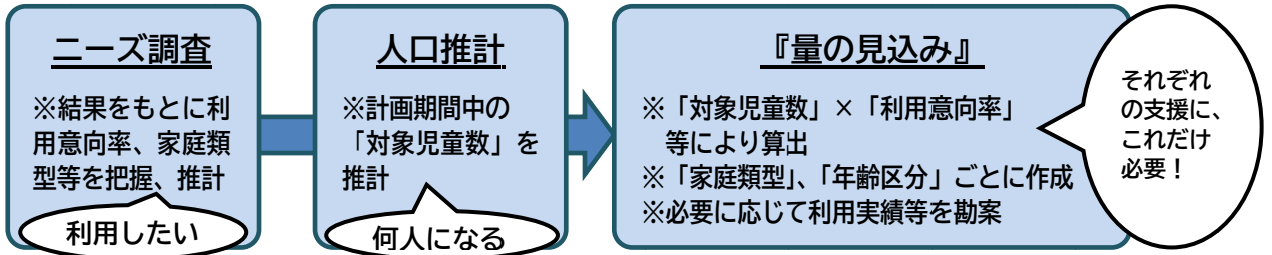


◎国が必須とする調査対象は、「就学前子ども」のみ

※国の基本指針では、調査は「幼児期の学校教育」「保育」「地域の子育て支援」の3本柱となっており、0～5才までを調査対象としている。
また、学童保育のニーズ把握については、5才以上の就学前こどもの調査のみとし、小学生の調査については、各自治体の判断で任意で行うものとしている。（※江別市では実施）

3 『量の見込み』の算出方法について（ニーズ調査後の話）

◎国から示される『量の見込み』算出等の「手引き」に基づき算出する



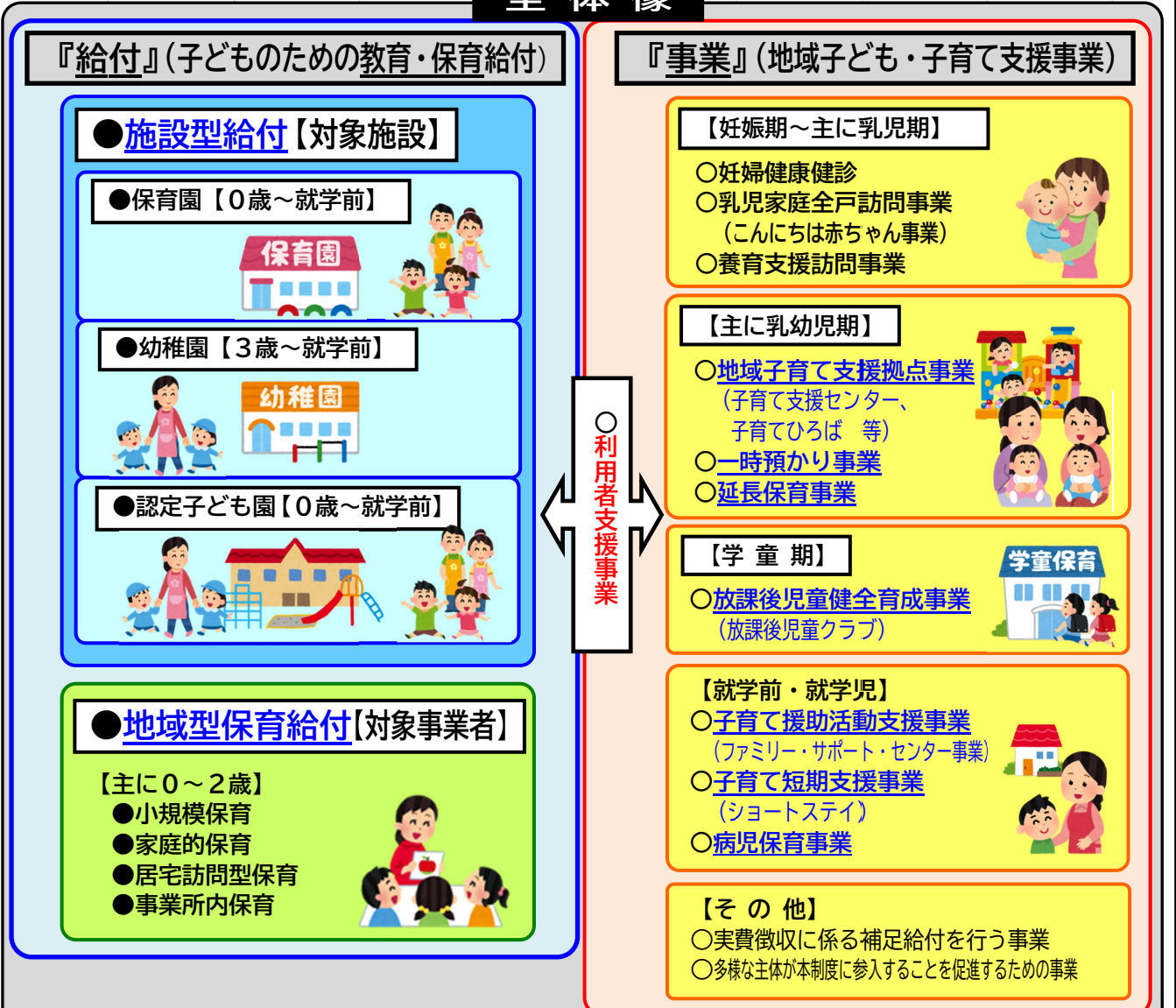
4 需給計画の対象となる「子ども・子育て支援」の全体像について

◎「子ども・子育て支援」は、『給付』・『事業』、2つのサービスから構成

※『給付』とは、保育園等を利用した場合の経費に対し支給する『給付』による支援のこと。
 （「事業計画」では、「子ども・子育て支援給付」のうち、「子どものための教育・保育給付」のこと。）

※『事業』とは、在宅で子育てをする家庭も含め、あらゆる子育て世帯のさまざまなニーズに応えるため、市町村の実情に応じて実施する、『地域子ども・子育て支援事業(13事業)』による支援のこと。

全体像



青文字：ニーズ調査を活用して『量の見込み』を出すもの